

くろまぐろ型のTACに関する石川県計画（試行）

（第3管理期間）

平成29年6月30日公表

平成29年8月30日改正

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 太平洋くろまぐろは、資源が低迷していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、我が国では資源回復に向けた管理の強化を図ることとされている。
- 2 本県において太平洋くろまぐろは、主に定置網漁業において混獲されるほか、曳き縄漁業等により漁獲されている。
- 3 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 4 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産総合センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めに後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について石川県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	52.64 トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	国の基本計画第5の1の（2）に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132 トンを超えないよう管理する。

小型魚の割当数量について、第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画（試行）（以下「基本計画（試行）」という。）第3で定めるところにより、割当数量が変化するのであわせて、本県の数量も変化するものとする。

また、小型魚について、全国において、3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における当該都道府県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第2管理期間超過分の差引きについては、水産庁提示処理方針に基づき第3管理期間を初年とし、複数年にわたって分割して差引くこととするが、本県の管理枠に残枠が発生した場合は、第3で定める差引き数量に加えて残枠分を繰上げて差引くことができるものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について、採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

第3管理期間の当初本県管理枠（差引き前）	65.8 トン
第3管理期間の当初本県管理枠からの差引き量	13.16 トン
第3管理期間の当初本県管理枠（差引き後）	52.64 トン
内訳	
本県の漁船漁業等の県管理枠	2.30 トン
本県の定置網の共同管理への割当数量	50.34 トン
合計	52.64 トン

本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの都道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成都市道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

本県の採捕の種類別の時期別漁獲上限の目安は次表のとおりとし、関係漁協支所及び所属漁業者は、この漁獲上限値を超過しないよう努める。

定置網の下段（ ）はうち外浦地区の数量目安を記載したものであり、内浦地区における時期別漁獲上限は外浦地区の数量目安を配慮するものとする。

期 間	数 量（平成29年7月からの累計）	
	定置網	定置網以外
平成29年10月末まで	4.08 トン (1.0 トン)	2.3 トン

平成30年2月末まで	36.42トン (1.1トン)	
平成30年6月末まで	50.34トン (7.1トン)	

1 定置網漁業

(1) 通常時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。
- ・ 一定以上の漁獲（1トン）が3日間連続した場合、網起こし回数の削減に努める。

(2) 第3に示した定置網漁業の数量の7割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 一定以上の漁獲（1トン）が3日間連続した場合、輪番もしくは多く漁獲のあった地区で箱網または魚捕り部の開放、落とし網の撤去、仕切り網の設置、昇り網や端口の封鎖等の休漁相当の取組みの実施に努める。

(3) 第3に示した定置網漁業の数量の8割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 一定以上の漁獲（1トン）が3日間連続した場合、輪番で箱網または魚捕り部の開放、落とし網の撤去、仕切り網の設置、昇り網や端口の封鎖等の休漁相当の措置に取り組む。

(4) 第3に示した定置網漁業の数量の9割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 1日あたりの網起こし回数の削減に取り組む。
- ・ 一定以上の漁獲（別途地区毎に定めた数量）があった場合、翌日の操業について地区で輪番、もしくは地区で最も多く漁獲した者の網1ヶ統が翌日休漁（網起こしの自粛）の措置に取り組む。

(5) (1) から (4) の取組状況について、漁業者は履行状況を記録し報告するものとする。

(1) ~ (4) に関わらず、従来の網揚げ休漁の延長による小型魚の漁獲回避を図る。

選別網や逃避口の設置等生きたまま再放流が可能となる小型魚の漁獲回避を行う場合には (2) ~ (4) に記載の「休漁又は休漁相当の措置」に換えることができる。

2 曳き縄漁業等（定置網漁業以外の漁業）

(1) 通常時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(2) 第3に示した漁船漁業等の数量の7割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 操業時間の短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。

(3) 第3に示した漁船漁業等の数量の8割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 操業時間の短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。

(4) (1) から (3) の取組状況について、漁業者は履行状況を記録し報告するものとする。

る。

(1)～(3)に関わらず、目的操業の自粛に伴う代替漁法として、クロマグロ以外の採捕を目的とする刺し網漁業等への転換を図ることに努める。

3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下の漁業協同組合各支所並びに出張所分（漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応）の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

4 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、定置網の共同管理に参加する第3の定置網漁業の数量についてはその数量を超過の際には操業自粛を要請する。また、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方行うものとする。

5 水産庁は定置網の共同管理又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際には操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとし、本県は、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方行うものとする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

(1) 漁業者の取組について周知を図る。

(2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

(3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛を要請する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 第2及び第3に示した知事管理数量、定置網の共同管理又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、以下の頻度で漁獲状況を把握することとする。

(1) 定置網については、月別漁獲の特徴を考慮し、以下のとおりとする。

① 12月～翌1月（主漁期）：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

② その他の月：月3日（1日～10日、11日～20日、21日～末日）

③ 第3に示した定置網漁業の数量の7割を超えた場合：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

④ その他漁獲の積み上がり状況により、地区毎に随時報告頻度を調整する

(2) 定置網以外の漁業については、第2及び第3の1に示したブロックの漁獲上限に対する漁獲量に応じて以下のとおりとする。

① 5割を超え6割に達するまで：月3回（1日～10日、11日～20日、21日～末日）

② 7割を超えた場合：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。